

平成26年度 第2回熊本市障害者施策推進協議会概要

日 時：平成26年11月28日（金）午後2時から

会 場：熊本総合保健福祉センターウェルパルクまもと1階大会議室

出席者：相藤委員、一門委員、川村委員、熊川委員、潮谷委員、田中委員、多門委員、  
塘林委員、中山委員、日隈委員、本田委員、松永委員、松村委員、丸谷委員、

欠席者：相澤委員、興梶委員、高橋委員、丸住委員、宮田委員、吉田委員（50音順）

進行	<p><b>【1 開会】</b></p> <p>○資料確認</p> <p>○課長挨拶</p> <p>○新任委員の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本難病・疾病団体連絡協議会 中山 泰男 様</li> <li>・公募委員 丸谷 波津江 様</li> </ul>
進行	<p><b>【2 議事】</b></p> <p><b>（1）正副委員長選出</b></p> <p>第2期の協議会につきまして、会長、及び副会長の選出を行ないます。熊本市障害者施策推進協議会条例第4条に基づき、会長は委員の互選により選出したいと思っておりますが、どなたかご推薦はございますか。</p>
川村委員	<p>委員長ですが、引き続き相藤委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>（拍手により賛同表明あり）</p>
進行	<p>相藤委員をご指名いただきましたが、相藤委員はお引き受けいただけますでしょうか。</p>
相藤委員	<p>はい。</p>
進行	<p>続いて、副会長の選出に移りたいと思っております。熊本市障害者施策推進協議会条例第4条第3項で、「会長に事故があるとき、または会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」とされております。この規定に基づき、副会長の選出は相藤会長よりお願いします。</p>
相藤委員	<p>前回に引き続き会長職をお引き受けさせていただきましたので、副会長は、やはり一門委員にお願いしたいと思っております。</p> <p>（拍手により賛同表明あり）</p>
進行	<p>一門委員、お引き受けいただけますでしょうか。</p>
一門委員	<p>会長が見事に裁いていらっしゃいますので、安心して副会長を務めたいと思っております。</p>

進行	引き続きの議事につきましては、相藤会長にお願いいたします。
相藤 会長	<p>前回に引き続き会長職を仰せつかりましたので、皆様に色々なご意見をいただきながら、より良い計画が出来るよう、頑張って務めたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、引き続きの議事に移ります。2番目の「熊本市障がい福祉に関するアンケート 資料の説明」ということで、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>(2) 熊本市障がい福祉に関するアンケート資料説明</b></p> <p>資料1「熊本市障がい福祉に関するアンケート報告書」資料説明</p>
相藤 会長	ありがとうございます。ここでは質問時間を設けないということで聞いておりますので、そのままよろしいでしょうか。
事務局	本日配布した資料ですので、内容をご確認のうえご意見等がございましたら、後ほどお願いしたいと思います。
相藤 会長	確かに、今確認して意見ををお願いしますというのは無理な話ですので、気づかれた事やご意見がございましたら、後ほどいただきたいと思います。
川村 委員	資料1-2のアンケート自由記載については、会議終了後に回収されるのでしょうか。内容を全然見れないんですね。この資料について、特に市の検討結果などここでお話いただけることはありますか。
事務局	現在、整理中ではありますが、自由記載については別紙2「市の障がい福祉施策に関しての主なご意見」としてまとめており、障がい者プランの章・施策のどこに関連するかを確認しております。他課に関連するご意見については、今後、関係各課へ伝え、施策立案や事業実施のうえで役立ててもらおうと準備しております。
相藤 会長	<p>川村委員のご意見は、アンケートについて市で検討したこと、それについて結果が出ているのかということだったかと思います。資料にアンケートの結果がまとめてありますので、素案作成の参考にしていただくということをお願いしたいと思います。アンケート結果については、会議終了までにご確認のうえ、ご意見があった時に、またお願いいたします。</p> <p>それでは、3番目の議事に移ります。「(3) 熊本市障がい者プラン（素案）について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>(3) 熊本市障がい者プラン（素案）について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料3 熊本市障がい者自立支援協議会からのご意見</li> <li>・熊本市障がい者プラン（素案）</li> </ul> <p>資料説明</p>
相藤 会長	<p>ご質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>それから、事前に送付されていた資料2「第1回協議会委員のご意見等」に、</p>

	<p>前回の協議会で皆様方が質問をされていた内容と、市が検討された内容が記載されています。質問の趣旨と違う点等があれば、併せてご意見をお願いします。</p>
中山 委員	<p>今回、「難病」に関してたくさん網羅していただき感謝しております。</p> <p>素案の6ページ。上から5行目に「難病患者など、障がい者手帳を持たない障がいのある方も増えています。」という、これまでになかった新たな表現が載っています。この「増えています」という表記の中で、今後どのような啓発が行われるのか、何に結びついていくのか、ということが少しぼやけています。新しいだけにどう取り扱ってよいか難しいだろうとは思いますが、少しご検討をいただけたら良いのではないかと思います。</p>
相藤 会長	<p>事務局はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>当然、手帳を持っている方だけが対象だとは思っておりません。様々な取り組みの中で対象として取り扱っていかうとは思っております。具体的な文言としては、またご相談させていただければと思いますが、例えば、相談支援事業を委託しますけれども、3障がいだけでなく、全てのお困りの方の相談を受けるということで、来年度から更に充実していかうとしております。そういった形で取り扱いを考えています。</p>
相藤 会長	<p>「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の中でも、谷間というか、手帳を持っていない方々をどう支援するかということが問題にあるという議論になりました。そういうことを踏まえてこういう表現をしているのかなと私は理解しました。</p>
潮谷 委員	<p>18ページの1-2「学校教育や職場研修での啓発」に、“ノーマライゼーション”という言葉を使ってあります。間違いなく、これからの障がい者と健常者の共生のためにはノーマライゼーションの推進をしなければいけない。その時に、前回の協議会で「福祉副読本は作成しない」というご回答がありました。どうやって啓発活動をするのかということが少し弱い気がしています。昭和53年に熊本市が作成した福祉副読本があることはご存知でしょうか。35年前です。これは、私と他の委員が作った知的障がい者のための福祉副読本です。大変苦労して、小学1年～2年生向けの副読本として、漫画的に書いたものを出しました。ご存じでしょうか。その時の委員の方は、熊本市は園田さんという方だったかと思えます。こういうものが途切れてしまっているのかなという気がします。障がい者の方への差別意識というのは、子どもたちの中にもあります。何としてでも、ノーマライゼーションの教育は続けていただければと思います。</p>
相藤 会長	<p>福祉副読本については、前回の協議会で作成の予定はないという返答だったかと思えます。新たに潮谷委員から確認がございましたが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見の趣旨はよくわかりました。ただ、副読本という形での発行というのは、</p>

	<p>具体的に予定されていないものですから、その書き込みはしておりません。しかし、何らかの形で学校教育でも、子どもたちにも使えるような資料は必要かなと思っております。現在は、障がい者サポーター制度のハンドブックというものがございませう。これは、年齢層を特定せずに、子どもから大人までを対象にしたハンドブックです。例えば、そういった情報、あるいは他の情報も活用しながら、学校現場でも使えるような素材を提供していきたいと思っておりますが、副読本としての記載はしていない状況です。</p>
相藤 会長	<p>潮谷委員としては必要だということでしょうか。</p>
潮谷 委員	<p>はい。以前作成したものは、デンマークの子どもたちの副読本を下敷きにして作り上げました。なんとしても、子ども時代に偏見や差別というものを切っておかなければいけない。偏見や差別は大人が教えるのです。子どもたちにはそういう差別化もない。そういう時に、しっかりノーマライゼーションの思想をやらなければいけないと私は思いますので、検討いただけたらと思います。</p>
相藤 会長	<p>差別解消法の施行も予定されていますが、やはり、小学校の低学年からそういうことを学んでおくのが一番というか、「皆一緒なんだ」ということを、学校でも取り組めたらよいと私も思います。予算の関係など様々な問題があるかと思いますが、小学校低学年のときに、障がい児のお友だちとお互いに理解ができるようなものを市から提供できればいいかなと思います。</p>
総合 支援課	<p>学校ではもちろん、お話いただきましたように、障がいのある子ども障がいのない子ども、共に生活をするということを普段の生活の中からしっかりしていこうと考えております。特に今は、支援学級がほとんどの学校にございます。支援学級、つまり障がいのある子どもたちが、通常の学校の子たちと一緒に学ぶということをしっかき大切にしながら、普段から、そういう姿を求めていきたいと思ひ、学校だけではなく、地域の中でも、日頃からの関わりあひが大切だと思ひ、教育も進めていきたいと思ひます。</p>
相藤 会長	<p>今後の検討も含めて、お願いをしたいと思ひます。教育委員会では、そのような方向で進められているとのことですので、何らかの副読本に変わるような良い手立てがあれば、またご意見をいただけたらと思ひます。</p>
松村 委員	<p>今の項目については、先般、私からも質問させていただいておりました。具体的に申しますと、1-2-①について、潮谷委員とほぼ同じ意味合ひで意見を述べさせていただいておりました。今後、放課後子ども総合プランなどが進展することに伴ひ、学校の教職員の方のみならず、今、総合支援課から話がありましたように地域の色々な人たちが、子どもたちに関わっていくことが益々増えていくことが予想されます。また、色々な部活動などに外部のコーチの方々先生として入ってくるということで、より一層、障がいというものに対して、地域で暮らす</p>

	<p>多くの方々の理解がどうしても必要になってくる。そして、その中では当然、子ども同士の幼い頃からの交流の中で、差別化をもたずにノーマライゼーションの気持ちで関わっていくということも求められていきます。こういうプランという形になれば、特定の表現というのはかえって不具合かなと思いますけれども、可能な限り広い範囲で、様々な関わる人たちに対しての啓発につきましては、意識を強くもった施策の進展を進めていただきたいと強く思っております。具体的なことは、個別の施策の進み具合の中で、その都度、ご相談させていただければと思いますので、プランにどうのということはある程度あえて申しあげませんが、ぜひ、その事をご理解いただいた上で、新しいプランを進めていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。</p>
中山委員	<p>難病団体の中山です。22ページの2-2-⑦、⑧のイメージを教えてくださいたいのですが、よろしいでしょうか。⑦家族会・当事者会の活動支援、⑧ピアサポーター等の活動支援。書いてあることは素晴らしくて良く分かるのですが、どのような展開になっていくのかが分からないのでお願いします。</p>
事務局	<p>⑧のピアサポーターについては、精神障がいの方の地域移行ということで、こころの健康センターでピアサポーターの育成を行っております。その方々に協力いただいて、精神科病院入院中の方の退院に向けた取り組みに対して支援をしていくなど具体的に動きだしております。今後もピアサポーター活用の手法も含めた形で、充実するようなものを考えていければということも含めて、精神障がいに特筆はしてはおりませんが、そういった意味を含んだ記載と思っております。</p> <p>家族会については、精神障がい者の家族会は各病院にもありますし、病院の実地指導に向いた際に、家族会活動の支援に関してはご協力をお願いしますということで、確認をしたりもしております。精神障がい者だけではないので、他もあると思います。「これとこれが入ります」というような記載にはなっておりません。</p>
中山委員	<p>いわゆる、「間口が広がる」というか、「いろんなバージョンがあってもいい」と言うことで受け止めてよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>そう理解しております。家族会も色々あると思います。</p>
中山委員	<p>ピアも色々ありますよね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
松村委員	<p>22ページの2-3-③に家族支援の充実が新たに盛り込まれたことについて、私ども自閉症・発達障がいの親の会である自閉症協会としても、とても心強く感謝申し上げます。熊本市におけるこの施策の進展を、期待を込めて見ていきたい</p>

	<p>とっています。ところで、同項には「家族が障がいを受け入れることについて支援に取り組む」とありますが、特に自閉症や発達障がいの受容については、まずその特性を正しく理解することがなにより求められます。家族会やピアサポーターへの活動支援がより一層充実するよう、具体的な支援の手法については、ぜひとも、科学的知見に基づいた専門性が担保された施策を考えていただければと思います。発達障がいについての専門家による協力が極めて大事だということを踏まえて施策推進に取り組んでいただければと思います。</p> <p>先程、学校現場でのノーマライゼーションに関する件で総合支援課から、支援学級との交流をしているという話がありました。ただ、一方では、手帳を持たない、取れない人が増えているという指摘もありました。これはつまり、通常の学級の中にも実は支援が必要と思われる子どもたちがいることを指摘しているわけで、通常学校と支援学級が交流さえしていれば、ノーマライゼーションが推進されるというものでは決してありません。子ども同士がノーマライゼーションを理解していく過程でも、専門的な人たちの協力が大事であるということ意識して取り組んでいただければと思います。よろしくお願いたします。</p>
相藤 会長	<p>そのような方向でよろしくお願いたします。</p>
松永 委員	<p>県でも、第5期の障がい者計画を策定中です。熊本市には県内の市町村のトッププランナーとして、より良いものをつくっていただきたいと思っておりますので、あえて行政的な視点から3点ほどご意見を言わせていただければと思います。</p> <p>まず24ページです。2-4-②「権利保護に対する支援（成年後見制度）」について意見を述べさせていただきます。ここは出来ればもう一步踏み込んでいただければと思います。実際、熊本市では市長申し立てを行っているかと思っておりますので、必要なことについて計画に盛り込んでいただければと思います。また、その延長として、後見人の報酬についても、国庫補助がありますので市町村で手当てすることも可能なのですが、残念ながら、まだ県内の市町村でそこまでいっているところはないと思います。計画に書き込めるかどうかは分かりませんが、他の市町村のお手本になると思いますので、ご検討いただくようお願いします。</p> <p>2点目。30ページ、3-4-③「依存症の対策」です。ここには、「アルコール、薬物、ギャンブル等」と書いてありますが、特にアルコール関係については、「アルコール健康障害対策基本法」という法律が今年6月に施行されています。この法律に基づいて、これから国と県がそれぞれ計画をつくって対策にあたることとされています。保健対策や教育、医療等の分野については、地方公共団体もアルコール健康障害対策に取り組むこととされているので、この法律を反映した文言にさせていただけると良いのではという気がしました。</p>

	<p>3点目、34ページ4-3「緊急時における障がい者への支援」というところ です。県でも、冒頭申し上げましたとおり、障がい者計画を策定中です。策定に あたり、障がい者団体33団体と意見交換をさせていただきました。その中で、 特徴的に意見が出てきましたのが、34ページの⑦「福祉避難所での対策」とい うことです。例えば、車いすやオストミー対応の仮設トイレも欲しいとか、オス トミー関係では、取り替え用のパウチなどの消耗品、備品類を配備して欲しいと いった御意見や、発達障がいや精神障がいの方からは、大きな体育館では落ち着 かないので、落ち着ける空間をぜひ確保して欲しいというように、色々な障がい 特性に応じた細やかな対応をして欲しいという要望を色々な障がい者団体から いただきました。県が直接、避難所の対応をしないものですから、⑦のところ にそういった障がい特性に応じた対応についてもう少し細かに書いていただくと、 他の市町村の良いお手本になるのではないかと思います。ぜひご検討いただければと思 います。</p>
相藤 会長	事務局から何かありますか。
事務局	<p>私からは、成年後見人制度について話をしたいと思います。本市では、平成2 5年度より熊本市の社会福祉協議会に委託し、市民後見人育成に取り組んでいる ところであり、1期目の方が終わり、現在2期目の育成を目指していただいております。 本日、潮谷委員もお見えですが、近々、社協で法人後見を立ち上げていた だけのように、一緒になって取り組んでいるところでございます。今朝、県に 出向き、今、松永委員からお話があったところについてお話をしてきたところ です。本市では、市長申し立てを積極的に行っています。市長申し立てを行い、そ の方を対象にし、報酬の助成を行っているところですが、障がい者、高齢者、ど ちらも住まいの場というのは広域にわたります。申し立て後に、熊本市を転出し、 他の自治体にお住まいになる方がたくさんいます。そうすると、今問題になって いるのが、その自治体で首長の申し立てが行われ、その後住まいの場が変わった 場合、報酬の助成が受け取れないという事態が起こっております。まず、その報 酬の助成については、「首長の申し立てに関わらず、広くやりなさい」と国の指 針にはあります。しかし、どこの自治体も広くはとらえておらず、「自分のとこ ろの首長が申し立てたものについては助成します」という取り組みです。そこで、 住まいの場が変わっても、それぞれの自治体でカバーしていけるような体制を県 下あげて取り組んでいくことが出来ないか、というお願いを県にしてきたところ ですので、また具体的な動きが出てくるのではないかと思います。</p>
相藤 会長	<p>成年後見制度は説明があったように、市町村長申し立てが各自治体で多く行わ れているようです。社会福祉士会でもお願いに回っているところ。住民依頼 のところでは結構件数が上がってきます。しかし、報酬の関係で受任する方が少</p>

	<p>ないのが現状です。今言われましたように、住まいの場が変わっても引き続き助成できる制度が出来れば、安定した支援が出来るかもしれません。これは、県と市とまた考えていただければと思います。</p>
潮谷委員	<p>近頃、流行っている言葉で、13ページ「シームレス」という言葉があります。縫い目が切れないようにといますか、つながった福祉対策ということで書かれている新しい言葉かと思います。自分自身が福祉に携わってきて、昭和28年にライトハウスという目が見えない子どもと耳が聞こえない子どものための施設をつくりました。慈愛園に目の見えない赤ちゃんが入ってきて、だんだん大きくなるもので、どうしようかということでライトハウスをつくったのが昭和28年です。その後、のぞみホームという大人向けの施設をつくったのですが、引き取り手がない子どもたちがいる。それをどうするかということで、またお年寄り、成人の施設をつくって、今ものぞみホームの活動をしています。そういう意味で、障がいをもった方の親御さんの気持ちは、シームレスでいくとどうなるのかということ、「親亡き後の保護」なんですね。レスパイトケアも含めて「親亡き後の保護」。一番大変な「親亡き後」をどうするかということがシームレスの計画に入っていないのですが、もしよければその辺を答えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>親なき後というのは重要な問題だと認識しております。重点プロジェクトには具体的な対策や支援の方策までは書き込んでおりません。ここでは、親なき後も含めた生涯を通じた支援を、今後色々な機関が連携して、総合的な情報提供、共有化することで考えていこうという、私たちの基本的な姿勢を表しています。個別の表現は足りないかもしれません。ただ、思いとしましては、「親亡き後」も含めた意味で「シームレス」ということを書いております。何か記載できることがありましたら、検討したいと思っております。</p>
相藤会長	<p>よろしいでしょうか。特に知的障がいの方たちが施設入所がなぜ多いかということ、親亡き後というのが一番の心配事であるからという経緯がありました。そういうことを含めて、発達障がいとか、様々な障がいの方もいらっしゃいますので、シームレスの切れ目のない支援ということで、そこの中に入れていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>1点申し上げますと、第4期の熊本市障がい福祉計画の成果指標にもなっておりますけれども、地域生活支援拠点等の整備というのが国から示されています。まだ、具体的なスキームの中身が示されておりませんので、記載が難しいところがございますが、親亡き後に関して、おそらく受け皿の一つに、この地域生活拠点の整備が関わってくるのかとは思っておりますが、具体的な記載は今のところしていません。</p>
相藤	<p>住まいの場の支援ということで入ってくるかと思います。グループホーム、ケ</p>



会長	アホームの一元化もあり、グループホームが地域生活の一つの拠点として、これからもう少し機能していければと思いますので、そちらも含めて宜しく願いしたいと思います。
中山 委員	福祉避難所の拡充の続きでございます。これは市と協定を結べば増えていくのですが、これが実態的にまわるのか疑問。消防との連携で、模擬訓練なり、特に障がいの重い方に関しては、連絡網だけではまわりませんので、ぜひとも、訓練計画へ落とし込んでいただけるようお願いしたいと思います。
相藤 会長	宜しくお願いいたします。
熊川 委員	39ページの6-1-③「公共機関での障がい者雇用の促進」について。指摘に基づいて、力強い表現に修正いただき、ありがとうございました。法定雇用率を「確保します」となっております。先般、6月1日現在の雇用率調査の結果が出ましたが、熊本市においては、昨年度よりもアップしました。ただ、この1年間に障がい者雇用が進んだというわけではなく、計算方法ということで聞いております。20時間～30時間の短時間の方が漏れていたため、今回これを含めたところ上がったとのことだったと思います。たぶん、今公表されている各政令市の雇用率を見ますと、まだかなり下のほうです。今回出た6/1調査の雇用率も、まだ法定雇用率にも達していない状況に残念ながらあります。県からトップランナーという話がありましたが、リーダー的な自治体として、法律で定められた雇用率ですので、早期に達成されることを期待したいと思います。ちなみに教育委員会から出席されておりますが、去年、教育委員会は政令指定都市の中で最下位でした。今年も多分同じ位の位置になるのだらうと思います。法定雇用率より遥かに遠い場所にいますので、お願いしたいと思います。特に返答は結構です。
相藤 会長	要望ということでお聞きいただけたらと思います。他には何かございますか。
日隈 委員	同じところなのですが、視覚障がい者の方の市の採用試験問題がありました。要項に、例えば「口頭での会話ができる人」。これは明らかに聴覚障がいの人は無理だと言っていますし、「自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な方」となると重度な障がい者は受験資格がないわけです。ぜひ、どんな障がいの方でも受けられるような体制を取っていただけたらなという要望です。
相藤 会長	要望という形で返答はよろしいでしょうか。また何かありましたら、後でいただければと思います。それでは、次の議事に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(4) 熊本市障がい福祉計画(第4期)(素案)について ・熊本市障がい福祉計画(第4期)(素案) 資料説明

相藤 会長	それでは、今の説明について、何かございましたらお願いします。
川村 委員	32ページの3「相談支援事業」について説明いただけますでしょうか。障がい者相談支援事業の箇所数、基幹相談支援センター等機能強化事業、それから基幹相談支援センターというものについて教えてください。
事務局	<p>まず1つ目の障がい者相談支援事業です。現在15カ所に補助という形で、広く一般的に相談支援をお願いしているものです。27年度から委託化を行いますが、その際には重点化を図り、利用しやすい立地等を促しながら、規模を拡大する、ということで委託先を選定中です。箇所数は減りますけれども、携われる支援員の方は増えるということで考えております。決して縮小という訳ではございません。予算的にも増加ということで考えております。</p> <p>2つ目の基幹相談支援センター等機能強化事業です。国の補助のメニューの関係で、今申し上げた相談支援事業の委託の中に、このお金が一部入っておりますので、そういう意味でやっているということです。</p> <p>3つ目の基幹相談支援センターです。基幹相談支援センターの場所と申しますか、機能を含めたものです。これについては、事柄だけ報告をしたかもしれませんが、自立支援協議会で相談支援事業の委託化と併せまして、検討をしてまいりました。しかし、27年度からの、ただちの設置には至りませんでした。今後も引き続き検討しまして、いずれかの段階で判断をしたいということで「検討」という記載のみになっております。</p>
相藤 会長	よろしいでしょうか。他には何かご意見ございますか。
熊川 委員	<p>18ページの就労継続支援（A型）についてです。就労支援の中でA型はもちろん必要な事業ですので、A型事業所を増やすことは賛成ですが、A型の目的にかなうA型であればという前提がつくと思います。もちろん全てのA型ではないですが、自立支援法から8年が経ち、A型の課題というのが現状として浮き彫りになっているだろうと思います。苦情にしても、虐待にしても、指定取り消しにしても、残念ながらすべてが中心にある状況です。現状としてA型をどんどん増やしていくということには疑問を持っています。さきほど配られたアンケートにも「A型事業所ばかりを増やしても――障がい者を食い物にしている所もある。もう少しきちんと取り締まる必要があると思う。」というご意見があります。事実だろうと残念ながら思わざるを得ないところがあります。</p> <p>第3期計画については、就労継続支援事業のうち利用者の3割がA型を利用することを指すという国の基本指針がありましたが、第4期からは消えています。地域の実状にあわせてやるということで消えています。熊本はA型の数が、利用者数にしても人口あたりの設置数にしても全国2位の多さをもっています。</p>

	<p>このままA型を増やしていくのかは問われると思います。A型の場合は、B型・生活介護と違い、見込量がなにかし直接の意味とか効果をもつものではないのですが、A型の現状をどう捉えているのか、市の考え方が問われるものであろうと思います。29年度はA型が過半数を超えるというグラフの情報もあります。市としては「こうしたい」という希望で書いたわけではなく、「こうなるのではないか」という予想値としての見込みとして書いたのではと思います。しかし、書いた以上、市の姿勢として捉えられていくことになります。その辺りどうするかという問いが必要になってくるのではないかと思います。</p>
相藤 会長	<p>ありがとうございました。A型の問題は、自立支援協議会でも問題とされており、質を問うことは検討されているところです。きちんとなされていない所に指導を入れる等、全ての質が高くなるような支援を市で行っていただければ、今のような苦情は減ってくるのではと思います。障がい者が働きたい所で、法定雇用率をクリアして、最低賃金を支給する。そこはすごく魅力なわけですから、より質の高いA型というものを指導していただければと思います。他には何かございますか。</p>
川村 委員	<p>見込量が実利用人数で記載してあるので、施設数がわからない。利用者が増えるということは、施設の数も増えるんですね。</p>
相藤 会長	<p>A型事業所は増えていますよね。熊川委員が以前言われたように、特別支援学校を卒業したり、就労支援をしたり、B型へ行ったりなど、先が出ないことが次々に多くなっている中で、この数をどうするのかという問題の中で、数的にあげておられるのだと思いますけれども、最終的には、先程言われた質の問題が一番。福祉的就労と言われるところで、障がいのある方々の働きたいという思いを実現させるためには、働く場は必要になってきます。数が増えるということは、それだけ働ける方がいることなので、良いことだと思います。</p>
中山 委員	<p>10ページ「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」で、長期在院者数の削減目標が18%である根拠が知りたいのと、いわゆる青壮年期の方は、就労移行と住まいの確保が支援です。私たち自立支援協議会でも、65歳以上からの支援では支援の仕方が違ってくるということで、これはまるめの目標値でいいのか、青壮年期と高齢期に分けた方がいいのか。317人というのが高齢者を見ているのかがよく分からないのでお尋ねします。</p>
事務局	<p>18%に関しては、上位の都道府県の数値を参考にした国の基本指針に基づく数値です。計画素案の10ページに記載しています。高齢者に関するお尋ねについては、長期入院の精神障がい者は高齢者の方が多く、地域生活への移行を促進するためには、介護保険の担当課との連携が課題になっているということで、退院する長期精神障がい者のうち、介護保険等での支援が必要な高齢者数を推計して、県の介護保険担当局から市町村の介護保険担当局に情報提供を行うという話</p>

	<p>があります。先日26日に開催された県障がい者支援課の会議において、長期入院精神障がい者が18%退院されることを見込んだ内訳として、65歳未満の人数と65歳以上の人数について、参考として私たちにもお知らせを頂いております。結果として、その高齢者の方々を含めて、24年6月時点では1,757人ですが、29年6月時点では1,441人になることを目指しましょうという目標数値でございます。</p>
相藤 会長	<p>他に何かございますか。少し時間がありますので、障がい福祉計画に関する議事は一旦終了するとして、今日配布しましたアンケートの自由記載について目を通していただき、何かございましたらご発言いただきたいと思います。第4期熊本県障がい福祉計画素案については、これで終わらせていただきたいと思います。</p>
川村 委員	<p>プランにカタカナ語が出てきますよね。カタカナ語はいちいち辞典を引かないといけない。どこかに解釈を書いてもらえばいいのではないのでしょうか。例えば、1ページの「アクセシビリティの向上」と書いていますが、辞典を引くと「利用しやすさ、便利さ」と書いています。調べればわかりますが、4ページの「合理的配慮とは」のように、どこかに意味を書いてもらおうと読みやすいと思います。</p>
事務局	<p>確かに、カタカナ語や専門用語がたくさん出ておりますので、そのページ内に説明をつけるか、あるいは巻末に用語一覧を付ける等で対応させていただきたいと思います。現時点では十分な説明が加わっておりませんでした。申し訳ございませんでした。</p>
相藤 会長	<p>県の方もいらしてますが、第5期熊本県障がい者計画の案には、コラムのような形で枠取りをして、用語と同じページに説明があったのがとても新鮮で、よく分かるだろうなと思いました。巻末にただ字面を並べられてもわかりづらいので、やはりページの中で、すぐに見られるところに表記してもらった方が良いかなと思います。</p>
事務局	<p>先ほどの中山委員の質問への補足です。長期の患者さんの中には65歳以上の方が半数以上いらっしゃいます。こういった情報が届いた際には、高齢介護福祉課にも情報提供していますし、具体的に、事業を進める上では、高齢者施設とも連携を図って進めていくことになるかと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>先ほど、松永委員からの質問中、プランの30ページの依存症の対策のところ、アルコール健康障害対策基本法についてご発言がございました。危険ドラッグも話題になっておりますし、記載に関しては、検討させていただければと思います。</p>
相藤 会長	<p>県のトップランナーにということでしたが、熊本市がけん引していただくようなインフラが出来ればと思いますので、宜しく願いいたします。他、何かございませんか。</p>

松村 委員	自由記載については、市の職員の方々だけでなく、学校現場に関わることについての様々なコメントも載っております。ここに書かれている項目につきましては、教育委員会にもしっかり情報を伝えていただき、この自由記述にかかれた親御さんや当事者の思いが、多くの教育現場の様々な所まで正しく伝わっていくように申し送りをさせていただきたい。そして、一つでも改善に向けて取り組んでいただけたらなと強く願います。よろしく願いいたします。
中山 委員	付随してですが、障がいの方、難病の方しかり、自分の疾病を開示することはすごく勇気がいることです。窓口に行くまでに自分が乗り越えていくことや、支援者との関わりが大事です。ただ、情報を得るのは、窓口と同じようにスマホやパソコンで、ほとんどの方が事前チェックされます。私たち、難病分野でも制度に関しては逐次バージョンアップしていくのがこれからの3年間です。ぜひとも、ホームページの充実などの情報提供をお願いしたい。窓口とページが違うとか、更新が遅れていることがないように、ぜひともお願いをします。
相藤 会長	宜しく願いします。何か事務局からありますでしょうか。
事務局	今回、自由記載に市の職員に関する記述が多くなっております。差別解消法が28年4月から施行されることに伴い、窓口での対応要領の作成が必要になります。それに先立ち、障がいのある方の生の声を聞きたいということで、あえて市の制度や職員等の対応における差別的取り扱いに関する設問を設け、市役所や区役所の制度の運用、職員対応についてお尋ねをしたところでございます。あえて厳しいご意見をいただき、それを生かして、今後の対応要領の作成や、職員研修の材料にしたいと思っていたところ、たくさんご意見をいただいたという状況でございます。先ほど、法定雇用率の話も出ましたけれど、職員の研修が非常に大事なことが改めて明らかになりました。年が明けて1月～2月に職員研修の計画をしているところでございます。今、市民の方へのサポーター研修をやっておりますが、市民の方だけではなく、職員自らの正しい理解が進むよう、研修を進めてまいりたいと思います。
相藤 会長	ありがとうございます。あえて聞かれたということで、市の資質アップにつながると思います。ぜひ職員研修も含めて、よろしく願いしたいと思います。他に何かございますか。
塘林 委員	熊本市の障がい福祉に関するアンケート調査、よくまとめられているかと思うのですが、「この質問をご自身で回答されましたか」という設問があったかと思えます。この回答率はどこかに記載してありますでしょうか。それともう一つ。自由記載について見せていただくと、ちょっと曲がった言い方ですけども、日本は障害者権利条約を批准している国です。しかし、それを市民の方がなかなか理解をされていない部分が多いのかなと思います。そういった啓発も市として考

	えていただくことが必要なのかなと思いました。
相藤 会長	職員の研修と併せて市民の研修も考えているということをお先におうかがいしましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。それと今の、「本人かどうか」というところはいかがでしょうか。
事務局	1つ目の「どなたが回答されたか」については、前回お配りした速報にしか記載しておりませんでした。今回は、記載されておりませんので申し上げます。「ご本人が記載された」割合が58.6%、「本人から意見を聞いて、家族や介助者などが答えた」が13.2%、「本人の意見を確認することが難しいので本人の立場に立って家族や介助者などが答えた」が14.2%でございました。 もう1点が、権利条約を踏まえて研修ということでしたでしょうか。
塘林 委員	私がこの自由記載を見た中で、権利条約の中身をご存じなかったり、世の中の障がい施策の流れを知らなくて、自分のニーズに対しての改善ばかりを答えられる方、要望が多いように思ひます。その辺りをある程度は市民の方に理解していただかないと、言ひて実現するものと実現しないものがあると思ひますので、その辺りを詳しくお話ししていく必要があるのかなと思ひます。
相藤 会長	障がい者サポーター制度のところでは、すごく詳しく流れなどを説明されて、私はすごく良いと思ひました。あのように市民の方が福祉の流れがどうなっているのか、それでこういった権利条約等ができたのだと知れば、だいぶ変わってくると思ひます。市民の研修というとおかしいですが、そういうものを徹底するような施策、対応をお願ひしたい。ということでもよろしいでしょうか。
松村 委員	重点プロジェクトの中で、先程から何度も出ています、カタカナ言葉の「シームレス」のところでは、13ページ、「生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト」ということで、括弧のなかに福祉・医療・保健・教育とあり、連携していくことで、シームレスで支援していくということを訴えています。言葉のことかもしれませんが、福祉・医療・保健・教育のみならず、人が人として生涯を通じて生きていくには、様々なことが発生してくるかと思ひます。例えば、自由意見のなかでも、交通関係（市電・バス）などの話も出ておりましたし、買い物の場面におけること、警察や消防等々、そういったところも、当然のことながらシームレスプロジェクトの中にも入っていく分野だということをお認識した上で取り組んでいただければと思ひます。支援の連携というのは、長い間、福祉の分野で話をされている。福祉と教育、福祉と保健、医療など、よく出てくるのですが、それだけではないということをお受け止めていただきたい。連携の幅というものを、我々市民が普通に生活している全てのカテゴリーに関連して、それが連携しているんだということをお、ぜひとも重点プロジェクトの中に落とし込んでいただければと思ひます。
中山	アンケートの7ページ、「難病と呼ばれる病気にかかっている人」ということ

委員	<p>で、ここを見ますと、障がい者手帳を持っている人が72.7%となっています。しかし、国内全体では、難病全体から手帳を持っている人は25%です。例えば、血液難病の人は手帳を持っている人はほとんどおらず、濃度が薄くてフラフラしていて、20代であってもバスのベンチに座らせて欲しいという思いの人たちは結構います。今回のアンケートは、最初であったため仕方ないですが、偏りがあります。いわゆる神経疾患・筋肉疾患の人を中心に、データとしてそういう人のほうがあるので仕方なかったと思います。今回、私はこれでよかったと思います。しかし、次回には、幅広い若年の人たち等の数字を拾っていきけるよう、保健所との連携を今後構築していただけると有難いと思います。たしかに神経疾患、筋肉疾患の人はADLに関わってきて、今回のアンケートの大半を答えることができますが、その他の疾患の方は該当外。就労の部分しか回答のしようがないということになります。ですが、社会参加において、実態をひろっていくということから、今のADLを中心としたアンケートの取り方では見えない。かえって「元気な方ばかりじゃないか」となってしまいます。ぜひ今後ご検討いただければと思います。</p>
相藤 会長	<p>ありがとうございました。次回、実施される時には、難病の会のご意見等も参考にさせていただければと思います。</p> <p>それでは、以上で本日予定しておりました議事内容を全て終了させていただきます。追加でご意見等がありましたら、事務局へご連絡ください。</p>
進行	<p><b>3 事務局連絡</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回いただいたご意見を基に素案を修正し、12月下旬にはパブリックコメントを開始したい。</li> <li>・パブリックコメントに提示する素案は、後日郵送させていただく。</li> <li>・次回の開催は平成27年2月25日を予定。</li> </ul> <p><b>4 閉会</b></p>